

国土交通省独立行政法人評価委員会

第6回自動車検査分科会

平成18年7月13日

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただいまから国土交通省独立行政法人評価委員会第6回自動車検査分科会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様方につきましては、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の分科会には來生委員、古川臨時委員がご都合により欠席されておりますけれども、委員7名中5名の出席をいただいておりますので、過半数を超えており、定数を満たしておりますことをご報告いたします。

申しおくれましたが、私は事務局の技術企画課の上岡でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席者につきましては、お手元に配付してございます席次表をごらんになっていただければと思います。

本日は自動車検査独立行政法人から橋口理事長をはじめ、関係の方々にご出席いただいております。また政策評価官室から、鈴木政策評価官にも出席いただいているところでございます。

次に当分科会の庶務を担当する事務局を代表しまして、自動車交通局技術企画課長の木場からごあいさつを申し上げたいと思います。

【事務局】 自動車交通局技術企画課長の木場でございます。

委員の皆様方には、大変お世話になっております。私はこの7月にこの技術企画課長を拝命いたしまして、今後、この検査法人のほうの事務局を担当させていただくことになりました。検査法人発足時から私はいろいろな立場で検査法人のほうにかかわらせていただいていたわけですが、きょうは平成17年度の業務実績評価と、また第1期中期目標期間の業績評価と、今後の見直しの方針についてご審議いただきたいと考えております。

委員の皆様方には釈迦に説法でございますが、発足以来、4年数カ月と、実際7月から立ち上がりましたので、4年がたっております。この間、いろいろと独法に関する情勢の変化というのがございます。建築確認の問題や自動車メーカーの二次架装の問題等々、い

ろいろ検査に対しての社会的要請というのは、この4年間で非常に高まってきていると、行政の側は認識してございます。

ただ一方で、非常に経費節減とか、人員削減というような、また独法に対する要請というのいろいろ変化して、強いものになってきているという状況でございまして、そういう中にありまして、当初検査法人に与えました中期目標が着実に達成されているかどうかということにつきまして、厳正な評価というものをお願いしとうございますので、本日はよろしくお願ひしたいと思ひます。

きょうは3時間ほどご審議をお願いしておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局】 事務局からの連絡でございまして、本日の分科会の審議結果の取り扱いに關してですが、これについては国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則にのっとりまして、後日、大聖分科会長より国土交通省独立行政法人評価委員会、木村委員長に報告いただき、ご了承いただいた後に評価委員会として確定するという運びになっております。

また本日の議事内容の取り扱いでございまして、作成した議事録については委員の皆様のご承諾を得た後に国土交通省のホームページに公表という手順を進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次にお手元の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。まず初めに席次表が配られています。1枚ものでございまして。続いて、検査分科会の議事次第、A4の1枚もの、続いて分科会委員の出席者の名簿、1枚ものでございまして。それから資料6-1として、平成17年度の財務諸表、資料6-2としまして、平成17年度業務実績報告書、それから資料6-3として、「自動車検査独立行政法人平成17年度業務実績評価調書」ということで、これについてはダブルクリップでとめてございまして、1つのは評価調書の様式ということをつけてございまして。それから、その後に評価調書の分科会長試案ということ、試案をつけさせていただいております。それから資料6-4、「自動車検査独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率について」と。それから資料6-5、「自動車検査独立行政法人の見直し」という資料でございまして。それからクリップどめで、参考資料として、参考資料6-1から6-7まで、資料が添付されております。もし足りない場合においては、事務局にお申し出いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からの連絡事項はこれにて終わらせていただきます。それでは議事に入らせていただきたいと思います。議事の進行につきましては、大聖分科会長にお願ひ申し上げます。大聖先生、よろしくお願ひいたします。

【分科会長】 どうもありがとうございました。早稲田大学の大家です。

それでは簡単にごあいさつをさせていただきます、その後審議に入りたいと思います。本日は皆様、委員の方々におかれましてはお暑い中、またお忙しいところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。それぞれのお立場からいろいろ貴重なご意見、あるいは質疑をさせていただいて、また業務実績に関する適正な評価をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は3件、主にご審議いただく、あるいは意見具申それから評価をしていただくわけでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に平成17年度の財務諸表に関する意見具申ということで、その2番目が平成17年度業務実績の評価、それから3番目に役員退職金に係る業績勘案率の案の審議がございます。よろしくお願ひしたいと思いますが、審議に入ります前に検査法人から何かごあいさつ等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

【検査法人】 検査法人理事長の橋口でございます。

本日は、平成17年度の当法人の業務実績などにつきご説明をさせていただきますので、よろしくご評価をお願い致します。

法人の発足以来4年が経過し、最初の中期計画期間5年のうちあと1年を残すのみとなりました。この間、法人運営の基本理念、「人と地球にやさしい車社会の実現をめざし、安全確保及び公害防止のため、厳正かつ公正な検査を実施すること」に基づいて業務の改善を実施して参りました。

第一に力を入れてきたのは職場の安全衛生に対する取組みです。法人における人身事故及び物損事故は17年度に年間200件以上も発生しており、一般の企業と比べて異常なほどの多い件数となっております。これを改善するため、設備の改善や職員の行動の改善、受検者に対する注意の徹底など地道な活動を展開しています。また、ディーゼル黒煙検査のための排煙処理装置を設置するなど、職場環境の改善にも取り組んで参りました。全国の検査場で無事故達成を目標に安全衛生運動を展開していますが、今後とも継続的な努力が必要です。

第二に力を入れてきたのは、検査品質の確保です。具体的には次の項目について継続的

に実施して参りました。

1. 審査事務規程の充実

平成17年度は8回の改正を行いました。法人の仕事は法令を守らせることにありますので、この規程を充実すること、及び職員がこれを理解して職務を遂行することが法人の仕事の基本です。規制強化と規制緩和で法令は複雑化しており、法令に基づいて規程を系統的にまとめるために大きな努力が必要でしたが、これからも改正作業を継続する必要があります。

2. 設備の充実

少ない人員で検査を実施するためには、検査設備を充実する必要があります。平成17年度には福山事務所の検査場の移設・新築を行ったほか、湘南事務所の検査コース増設、老朽化した長岡事務所の検査場の建替えを実施しました。また、4輪駆動車を検査できるマルチテスタやその他の機器の新設・更新を行いました。しかしながら、全国で考えると最新の検査に適応した検査機器が配備できていない状況があること、老朽化により故障が多い機器や計測誤差が大きい機器があるなど、多くの問題を抱えており、予算が削減されて苦慮している状況です。

3. 教育・研修の充実

全国的に少ない人員で検査を実施している中、人事異動も多く、職員が専門性を身につける時間が少なくなっている状況にあります。新人の職員もすぐに実務に就く必要があるため、教育・研修を効率的に実施する必要がありますが、現場では教育をする余裕がないという状況に立ち至っておりました。この問題を解決するため、現場の職員から技術指導教官を選び、中央実習センターで集中的に教育・研修を行う制度を設けました。この制度は軌道に乗りつつありますが、現場の職員の中から、教育する者及び教育を受ける者を出張させる必要があるため、現場の検査遂行にしわ寄せがきているという問題があります。ブロック内の応援で何とか乗り切っているのが実情です。

以上検査品質の確保について説明させていただきました。

企業では、一に安全、二に品質、三に効率化の順に力を入れることが常識になっていますが、独立行政法人の話がいろいろな場に出るときに効率化の話しか出ないのを不思議に思っています。企業出身者として効率化を考えるのは当たり前の習性になっていますので、ここでは詳しくは述べませんが、旅費システム構築による事務作業の効率化、イントラネットを使った効率的情報伝達、節電や紙の節約、適正価格での物品購入、残業時間の適正な管理など、きめ細かに実施しております。

さて、行政改革推進法が成立しましたが、これにより当法人は二つの問題を抱えることとなります。一つは特定独立行政法人の指定がはずれ、非国家公務員化される可能性があること、もう一つは5%の人件費削減（現時点では、当法人は人員削減となる。）を今後5年間で実行しなければならないという問題です。先日、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の委員の方々と総務省、内閣官房、国土交通省自動車交通局の関係者が関東検査部足立事務所を見学されましたが、非国家公務員化問題について、私から現場の立場の意見として次のことを申し上げました。

私は当法人の職員は国家公務員である必要性があると考えます。その根拠は次の通りである。

①公権力を行使する業務を執行していること

法人の行う技術的判断業務は、その結果、不合格車の使用を禁止するものであることから、公権力の行使である。このため、他の行政機関と比べ、当法人への不当要求が多い。また、街頭検査は、暴走族の取締りや不正改造車の排除を目的としていることから、トラブルは日常茶飯事であり、円滑な検査には受検者の理解と協力が必要である。

②法人の検査は国の検査の一環であること

法人の検査が指定整備工場の規範であるなど、国による指定整備工場の指導・監査と法人による検査は密接に関係している。指定整備工場の出来映えチェックの基本となる審査事務規程は法人で作っている。また、この規程の

策定には、検査実態を熟知する法人と基準策定等の知見を持つ国が一体的に取り組むことが必要となる。

③警察との連携が必要であること

法律上、理論的には、非国家公務員でも協力が得られるということかも知れないが、現実的には協力が得にくくなり、公正で厳正な検査が実施できなくなると判断する。したがって、警察と緊密に連携して業務を遂行するための法人職員の身分が必要である。

④職員の士気を高める必要があること

法人の職場は厳しくて、若い人が辞めていく状況がある。職員の士気を保つことは民間企業でも重要である。法人の職員には、「厳しい職場であり、また一般の人達の正しい理解がなかなか得られない職場であるが、国家公務員としての誇りと、使命感を持って業務を遂行して貰いたい」と訓示をしている。法令を守らせるのがわれわれの仕事であり、例えば排出ガス公害防止について言えば、東京都はいろいろ言っているが、実際に仕事をしているのは当法人である。

第二の人員削減については、法律に明文化された以上これを実行せざるを得ませんが、これを実現する方策をまだ見い出していません。上記の総務省の評価委員会では、業務の効率化・重点化という言葉が出ていますが、法人では受検に来る車を断ることはできず、受検の車を減らすための具体的な対策を自ら打ち出すこともできません。国の方でそのような対策を取られるというのであれば、その状況を見る必要があります。

5%の人員削減は44人に当たります。既に限界に近い人員で運営していることは、鳥取県や島根県のように県単位で4人の事務所とし、県より広い地域を受け持っている北海道の北見事務所や釧路事務所を3人の事務所としたことから想像していただけるものと考えます。この人員には所長も入っており、新人も入っています。このような事務所でも、多くの種類の車について法令への適合性を適正に判定すること、また、不当要求に屈することなく厳正に対応することが要求されます。

検査場の平均人員は8.5人ですが、人員が多いところは業務量が多く、どの検査場でも1人が休めば検査に支障が出る状況になっています。現状でも職場安全の確保、検査品質の保持に苦勞しているところであり、今後の人員削減をどのようにして実現するかということは、大きな課題ですが、次期中期計画の策定時にご審議をお願いしたいと思ひます。

以上、これからの課題も含め説明をいたしました。

【分科会長】 ありがとうございます。いろいろ検査にかかわる課題、問題点なども含めて、ご説明いただいたと思ひます。どうもありがとうございます。

それでは本日のスケジュールを事務局からご説明願ひたいと思ひます。

【事務局】 本日の大まかなスケジュール案でございますけれども、議事次第にありますように、1)から3)の業績勘案率の決定までについて委員の皆様にご審議いただきまして、15時50分ぐらいから検査法人の見直し関係について、事務局から説明できればと考えておりますので、よろしく願ひいたします。

【分科会長】 それでは平成17年度財務諸表について、審議を進めたいと思ひます。検査法人の方、財務諸表の説明を手短に願ひしたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

【検査法人】 法人の総務担当の理事をしております富取でございます。座らせていただひて、説明をいたします。

資料は6-1をごらんください。最初の表紙、それから目次をめぐっていただきまして、1ページに貸借対照表というのがございますので、平成17年度の決算の結果に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず貸借対照表、最初に資産の部でございますが、流動資産といたしまして、26億9,600万円余でございます。このほとんどがごらんになりますように、現金及び預金でございます。次に固定資産でございますが、有形固定資産といたしまして、検査上屋等の建物、構築物、それから検査機器等の機械装置、それから車両運搬、工具、器具、備品とございます。これらにつきましては、それぞれ減価償却費の累計額を三角の表示で差し引いております。それからまた、一部法人の持っております土地がございます。それから工事中の

施設等が建設仮勘定という形で載っておりまして、有形固定資産が合計いたしまして、216億1,500万円余ということになってございます。そのほか、無形固定資産、電話加入権がございます。また投資その他の資産として、敷金・保証金等がございます。これらを合わせますと、固定資産の合計といたしまして217億2,300万円余と、先ほどの流動資産と合わせまして、資産の合計は244億2,036万5,451円となっております。

次に負債の部でございますけれども、まず流動負債で、運営費交付金債務というものが11億2,400万円余でございます。これは運営費交付金をいただきますと、ここに計上いたしまして、当方では費用進行基準ということで、実際に使用した分をここから差し引きまして、収益化するという会計処理をしております。したがって、ここに挙げております額が、今までいただきました交付金の未使用分と、翌年度に繰り越す額ということでございます。

次に未払金、10億7,000万円強でございますが、これは契約履行済みなどで、支払いのまだ終わっていない部分がこれだけあるということでございます。そのほか未払消費税等、合計いたしまして、流動負債が22億2,500万円余あるということでございます。

次に固定負債でございますが、資産見返負債というのが幾つかございます。まず資産見返運営費交付金が33億7,500万円余でございますが、これは固定資産の取得のために使った運営費交付金の累計の評価額ということでございます。

それから資産見返物品受贈額、33億6,100万円強でございます。これは国から贈与を受けました物品の評価額でございます。それから建設仮勘定見返施設費というのが3億1,300万円強でございますけれども、これは施設整備費で取得いたします固定資産の前払金とか、あるいは一部の部分払いをしたものでございます。これらを合わせまして、固定負債が合計いたしますと、70億4,900万円強となっております。先ほどの流動負債と合わせまして、負債合計92億7,555万3,436円でございます。

それから資本の部でございますが、まず資本金は当初の資本金そのままでございます。120億3,000万円強でございます。それから資本剰余金ということで、国からの資産取得のためにいただきました施設費などの額でございますが、58億7,900万円強でございます。ここから損益外減価償却類型額というものを引いております。これは国からの現物出資や、あるいは施設整備費で取得した資産、当然減価償却しなければいけません、それに相当する分をこの資本剰余金の中から差し引いているというものでございまして、この32億円を差し引きまして、資本剰余金は26億4,300万円強ということになってい

るわけでございます。

次に利益剰余金というものがございます。これは未処分利益があった場合には積立金として、処理しておりまして、これまでの積立金が2億4,200万円余、それから、これは後で損益のほうで出てまいります、当期の未処分利益が2億2,800万円余ということになっておりまして、合わせまして、4億7,000万円余の利益剰余金があると。先ほど申し上げました資本金、資本剰余金を合わせまして、資本合計が151億4,481万2015円でございます、負債・資本合わせますと、244億2,036万5,451円ということで、資産の合計額と同一になっているわけでございます。

次に2ページ目でございます、損益計算書でございます。これは平成17年度中の運営状況をあらわしているかと思えます。年度中に発生しました費用と収益を記載してございます。

最初に経常費用でございますが、大きく検査業務費と一般管理費に分かれております。検査業務費は各検査部あるいは事務所に係る費用でございます、84億6,879万円余となっております。それから一般管理費は本部と八王子の中央実習センターに係る費用でございます、9億7,700万円強でございます。合計で経常費用は94億4,673万6,324円ということでございます。

それから経常収益でございますけれども、これは運営費交付金収益が一番大きくて、81億円余ということになっております。このほか受託収入がわずかございます。それから次に大きいのが資産見返債務戻入ということでございますが、毎年度運営交付金で取得した資産、あるいは国から贈与を受けた物品の減価償却等をした場合に、それぞれ対応する債務勘定から差し引きまして、収益化しているというものでございます。これが両方合わせまして13億6,200万円強ということになっております。

あとわずか受取利息があるのと、雑益でございます、経常収益は合計で94億7,176万9,232円ということで、経常利益は先ほどの経常費用を差し引きまして、2,503万2,908円ということになっております。

このほか、臨時損失といたしまして、超過勤務手当の算出を国の給与法に準拠して計算しておりましたものを労働基準法に準拠するというにいたしましたため、差額が生じたものでございまして、その損失が1,749万750円あるということでございます。

それから臨時収益でございますが、これは福山事務所の隣接の市道拡幅のため、この事務所の移転補償金をいただいたということで、2億2,099万円いただいているものでござ

ざいます。これらを経常利益から足し引きいたしまして、当期純利益、当期総利益も同じでございますが、2億2,853万2,158円の利益になっているということでございます。

続きまして、キャッシュ・フロー計算書が3ページにございます。これは実際の資金の収入・支出がどうであったかということを示しております。まず業務活動によるキャッシュ・フローでございますが、これは先ほどの損益計算書のもを実際に資金の動いたものだけにしたということでございまして、そういう意味では細かくは申し上げませんが、業務を行う上で、収入と支出がございまして、差し引き12億4,531万6,200円という収入のほうが多かったということでございます。

それから一方、投資活動によるキャッシュ・フローでございますが、工事費の支払いとか、そういうものでございますけれども、固定資産の取得による施設費による収入が大きなものでございますけれども、工事費を払って、施設費による収入をいただいているということで、出入りがございました。そのほかに、精算による返還金が出たとか、あるいは預託金の支出あるいは返還があったということがございまして、差し引きいたしますと、3億6,365万3,127円の支出のほうが多かったという結果でございます。

結果としまして、業務活動による収入の増のほうが大きかったものですから、資金といたしましては当期の間に8億8,100万円余増えておりまして、最終的に資金期末残高としては26億5,124万6,893円の資金が現在あるということになっております。

それから次の4ページ目でございます。「利益の処分に関する書類(案)」ということになっております。これは先ほどご説明いたしました損益の結果の当期末処分利益をどのように処分するかという案でございます。当期の総利益が2億2,853万2,158万円あったということでございますが、これを全額積立金に積み立てるという形で利益処分をしたいと考えておりまして、これはこの後、大臣の承認を受けて、実際に処理をするということになるものでございます。

それから5ページ目でございます。「行政サービス実施コスト計算書」でございますが、この計算書は法人の業務運営に関して、実際の現金の出入り以外にも最終的には国の負担になるものがあるだろうというものを含めて、費用をあらわしたものでございます。業務費用は損益計算書に計上してあります法人の活動費でございまして、92億3,400万円余でございます。これに損益外減価償却費の相当額、引当外退職給付増加見積額、それから当法人が国から無償で借りております土地などを市場で借りた場合に、どれぐらいの支

出が必要かとか、あるいは国からの出資を実際にお金を借りてきたとした場合に、どれだけの利息になるだろうかという機会費用を全部足しますと、私どもの法人で行っておりますサービスの実施コストは、131億4,554万7,471円になるという計算をしたところでございます。

以下、6ページ目からは注記事項、あるいは附属明細書がついております。それから添付書類といたしまして、官庁会計ベースでの決算報告書ですとか、あるいは事業報告書もおつけしておりますが、これの説明は省略をさせていただきます。

最後から4枚になりますけれども、平成17年度決算につきまして、当法人の監事、あるいは会計監査人からの報告が意見という形でついておりますが、25ページに監査報告書、それから26ページに独立監査人の監査報告書ということでおつけしております。いずれからも、適正に処理をされているという報告をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

以上、簡単ではございますが、財務諸表の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。それではただいまの説明に関しまして、ご質問があればお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員】 懇切なご説明をどうもありがとうございました。

移転補償金収入のことでお伺いしたいんですけれども、臨時収益のところにある福山事務所の2億2,000万円の収入のところなんですけれども、これは市道ができるために、事務所を別のところに移転されるために、その建物分として、市から補償金をいただいたということだと思うんですけれども、これは移転して、その移転先にも新しい建物をおつくりになるわけですね。その金額がいただいた資料だと6億6,000万円ぐらいのように伺っているんですけれども、差額が4億4,000万円あって、移転に伴って、持ち出しがその分できているということなんだろうと思うんですけれども、考え方としては、補償金と、それから古い建物の減価償却の累計額を足したものが、新しい建物の金額、あるいはその新しい建物に改良されているんだったら、その分を引くということかもしれませんが、それがつり合っていると考えられるんですか。

【検査法人】 厳密な計算をすると、必ずしも減価償却額そのままではないんですが、基本的には今、残っていた分の補償ということですので、おっしゃるとおり、その減価償却は引かれますし、それから新しい機能をつけたりする部分は補償してもらえませんが、

いうことをごさいます。基本的には今、先生がおっしゃられたとおりと、おおむね考えていただいて間違いないと思います。

【委員】 そうなんですか。私は金額から考えると、実際どういうふうにお金が出たり入ったりしているかというところが不案内なんですけれども、累計額もこの資料からだちょっと個別にはわからないものですから。ただ何かその等式があるいは成り立っているのかなというところがちょっと疑問点で、もし持ち出しのほうが多いということであった場合には、収入が幾らということ自体はこれで見ることができるけれども、実際は建てることによって、持ち出しといっても、補助金とか交付金があるから、法人としては損失にはならないということだろうと思うんですけれども、実質的にはつり合っていないわけですよ。持っているものと、それよりも高額になるものを取りかえるというか。

【検査法人】 前に持っていたものの価値をどう考えるかということだと思んですが、要は新しいものと古いものと同じ業務ができるという観点からすれば、おっしゃるとおり、ちょっと割に合わないなということなんです。補償する福山市側からすれば、古いものはそれだけの価値しかないだろうと。どうせいずれ更新されるんでしょということになるものですから、いわゆる残存価格での補償、減価償却を引いた分の補償という感じになってしまいます。ほかのところの例までよく知っているわけじゃございませんが、これはどこでも多分、そんな形でされているんだろうと思います。

【委員】 ただ、改良費をどのぐらいかとか、そういうところがわからないので、この話ばかりずっとしていても仕方がないと思うんですけれども、何かいただいている資料を拝見すると、収入があったというところは大変よくわかるんですけれども、でもそうではなくてというところがちょっと見えづらいものですから、何か内訳というんですか、そういうことがわかるような注記があるとか何かあると、大変内容がよくわかるんじゃないかなと思います。

【分科会長】 それは今、ちょっと細かい数字……。

【検査法人】 ちょっと今、福山の工事内容の数字がございませんので、もしあれでしたら、後ほどお届けするか、メールするか何か。

【分科会長】 そうですね。ご説明をお願いします。いかがでしょうか。いろいろ設備関係の更新の分がどの程度かということと、市としてどういう算定基準に基づいて、2億何がしの補償をしたかということですね。ほかにご質問ございませんでしょうか。それでは、よろしゅうございますでしょうか。

質問が出ましたので、それはまた後日ご回答いただくということで、一応内容をご了解いただいたということにさせていただきたいと思っておりますので、この財務諸表に関しては、分科会として、特段意見はないという形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは次に参りたいと思っておりますけれども、この後の資料の提出や何かにつきましては、委員の方々のご理解をいただいた上で、私どものほうにご意見をいただければと思っておりますが、そういうことで進めさせていただきたいと思っております。

次に参りますが、2番目の議題であります平成17年度業務実績の評価に入りたいと思っております。事務局から評価の進め方についてご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 事務局からご説明いたします。2)の議題でございます、平成17年度の業務実績に関する評価の方法でございますけれども、これにつきましては、お手元に配付してございます参考資料の6-1をごらんいただければと思っております。

6-1は国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針という資料でございます、評価についてはこれに基づいて行われることとなります。本基本方針につきましては、本年の3月9日に改定されたところでございまして、本方針においては資料の6-2の「検査法人の業務実績報告書」の内容をもとに、まず個々の業務運営評価を行っていただき、この評価を踏まえて、総合的な視点から総合評価を行うこととされているところでございます。

また昨年まで自主改善努力として、別に評価しておりました法人の特筆すべき自主的な改善努力につきましては、総合評価に含めて評価することになったところでございます。

また業務運営評価につきましては、個別の項目ごとに中期計画の達成に向けた着実な実施状況にあると認められるかどうかを評価していただくこととなりますが、この評価については、これまで4段階方式、0点から3点と、基本点を2としていたところでございますが、3月9日以降については、1点から5点の5段階方式、基本点を3点にするということで、変更になっております。

5点については、特筆すべきすぐれた実施状況にあると。4点については、すぐれた実施状況にある。3点が基本点になりますが、着実な実施状況にある。2点については、おおむね着実な実施状況にある。それから1点については着実な実施状況にあると認められないということで、これの1から5の判断基準に基づいて、個々に評価をしていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

業務実績報告書については、括弧書きごとに区切りまして、検査法人から簡単にご説明いただき、それに基づいて意見交換を適宜行いまして、分科会として当該項目が着実な実施状況にあるか否かを業務実績評価調書に評定理由と評定結果を数値、1点から5点でありますけれども、認定していただくということで進めたいと思います。

評価に当たりましては全く何もないところから行うのは大変ですので、各項目ごとに評定、評価理由を記したものを、いわば私どもの分科会長試案という形で出させていただきます。これをベースにして、評定結果や評定理由に加筆・修正を行って、当分科会の評価調書を作成してまいりまして、さらにご意見があれば、意見欄に追加していくことにしたいと思っております。

なお、評定結果につきましては、この場で数値として認定することとしますけれども、評定理由や意見については委員の皆様方からいただいた意見を踏まえて、最終的な評価調書の取りまとめについて、私、分科会長にご一任いただければと思っております。このような進め方でご了解いただけますでしょうか。

それでは異議なしということで、第1項ずつ、各項目の両括弧がついておりますが、その区切りごとに進めていきたいと思っておりますので、検査法人のほうから、手短にご説明をお願いしたいと思います。

まず（1）の組織運営を説明願います。

【検査法人】 法人の企画担当理事を仰せつかっております宮寄でございます。よろしくお願ひします。

それでは早速資料6-2に沿ってご説明をしてまいります。それからあわせて理事長あいさつのつづりの次の資料に業務実績報告書に関するプレスリリースの主なものもつづってございますので、それも必要に応じてごらんいただきたいと思います。

まず業務実績報告書の目次をごらんいただきたいと思います。具体的な評価をいただく事項はⅡとⅢでございます。まずその前に概況をご説明いたしまして、それから業務運営評価に関する事項としては効率化の目標、そして業務の質の向上に関する目標、そして最後に自主改善努力と進めていきたいと思っております。

まず1ページに概況がございますので、ここを簡単にご説明いたします。まず業務量でございますが、検査コースにおける検査業務量につきましては、平成17年度は93カ所

の検査コース、検査場におきまして、879万件余の審査を実施しておりまして、対前年比2.3%の増でございます。ユーザーの受検件数はそのうち32.7%、287万件余りで、3.1%増でございます。また街頭検査は10万6,000件余り、対前年比10.3%の増ということでございます。合計890万件余りで、102.4%ということになっております。

それから審査事務規程につきましては、追って詳しく説明いたします。また不正改造車などといったことも書いてございますが、これは後のほうに詳しく書いてございますので、その項目のところでご説明いたします。

それでは3ページに移りますが、内容といたしましては②でございます当該年度における取り組みだけをご説明してまいります。ここではまず効率化に関する目標を達成する措置の(1)組織運営ということでございます。この中身につきましては、平成15年度に再配置計画を策定いたしましたので、それに基づきまして、4名を削減いたしました。また2名については事務所を変えるという再配置を行っております。削減対象となった事務所においても、円滑に審査業務を実施できる検査機器の改良とか、検査官の優先配置などの対策を行っております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。何かご意見やご質問はございませんでしょうか。ちょっと私どもの試案をごらんいただきたいと思っておりますが、資料の6-3の中ほどから始まっておりますが、それをごらんいただきたいと思っております。そこに(1)として、組織運営というところがございます。このような評定にしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。4名を削減して、2名について再配置を行っておりますので、着実な実施状況にあると考えております。きょうご欠席の來生委員からもご意見をいろいろいただいておりますので、その都度紹介してまいりたいと思っておりますが、この項目に関しては特にございませぬ。

いかがでしょうか。評定をこの中心値である3というふうにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。それではこのようにさせていただきたいと思っております。

次に(2)の人材活用に関してご説明願います。

【検査法人】 人材活用につきましては、5ページになります。取り組みといたしまして2つございますが、まず1つはC I活動の推進による職員の業務への意識向上ということで、平成16年度に運営の基本理念などを定めました。これにつきましては、平成17

年にC I活動の推進を行うという方針を出しまして、制服などに積極的に活用しております。

次のページに参りまして、6ページにあります。表彰規程に基づきまして、6件7名の職員を表彰しております。具体的には不正事案の発見をした者、あるいは不当要求受検者に対して厳正な対応をした者、あるいはリコールの発見の契機となった者、機器の改良、そして非常に難しい審査であるところの並行輸入の審査要領の作成をした者です。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。これに関しては何かご意見がございませんでしょうか。

これに関しましては、運営基本理念といったものを積極的に活用しているということ、それから業務の効率化、それから不正事案の発見といったものに成果を挙げておりまして、そういった職員の方々に表彰を行っているということで、着実な実施が行われていると認めたいと思います。したがって、評価結果としては3というふうにさせていただければと思います。いかがでしょうか。

それではお認めいただいたということで、次に業務の効率化に関してご説明をいただきます。

【検査法人】 業務の効率化でございますが、7ページにあります。まず2点ございますけど、1つは外部委託ということで、審査施設の整備あるいは施設機器の維持管理業務については、引き続き外部委託を行っております。

2点目でございますが、8ページに参りまして、経理事務などの管理・間接業務の効率化につきましては、旅費管理システムを使いまして、旅費請求業務を効率化しております。また外注、情報システム活用とか、あるいは節電、表裏印刷の徹底などによって、経費を削減しております。この結果、一般管理費が10%減ということになっております。

また全国統一仕様とできるものにつきましては、一括契約で業務の集約化を図っております。釧路にサテライトオフィスを設置いたしました。また中央実習センターでは夜間・休日の宿直業務を外部委託として、精力を研修のほうに集中しております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。今、ご説明ありましたように、これに関しましては、かなり努力の成果があらわれていると思っております。とりわけ一般管理経費の削減ということで、対前年比で10%削減しているということで、すぐれた実施状況にある

と評価しておりますが、いかがでしょうか。したがって、評定の結果は4というふうにご提案したいと思います。一方、來生委員のほうからは、3という評価をいただいております。これに関して少しご意見をいただければと思います。

【委員】 ベンチマーク的に何を基準にやるかというのをもう少しはっきりしたほうがいいのかと思って聞いていたんです。ベンチマークをある程度きちっとやらないと、相对比较だけだとちょっとわかりにくいのかなと思います。

【分科会長】 わかりました。この点は事務局はいかがでしょうか。ベンチマークという意味は、例えばこれは5年の計画がございすけれども、そういったものに照らしてということになるのでしょうか。今回の評価は年度を区切った評価なんですけれども、ベンチマークという観点から基準があるかどうかということですね。

【委員】 ベンチマークという意味は、ほかの組織と比べてどうかという意味です。

【分科会長】 なるほど。

【委員】 大久保委員のおっしゃったことは、私も非常に感じていまして、確かに10%減というふうにはなっているんですが、最初の分母というか、最初のものに対して10%というのは、確かにやっているなというのがあるんですが、その最初の状況がどういったものであるかによって、この10%の意味も非常に変わってくると思うんです。やはり今、表裏コピー用紙を使うというのは、もう一般的な常識になっていますので、これをやりましたというふうに訴えるのもちょっとというふうにも感じますし、確かにやっていただくのは構わないというか、いいことだと思うんですけれども、もう少し明確に数字とか、あと一般的な民間企業なり、ほかのいろいろな組織とかあるんですけれども、そういったもので、もう少しわかりやすい形で効率が上がったというのを示していただきたいと思います。

【分科会長】 この点をご説明、いかがでしょうか。一応8ページに一般管理費の執行状況というのが一応表として載っているんですけれども。

【検査法人】 これは積み重ねでございまして、なかなか客観的にというのは難しいところですが、平成15年度から見ていただくと、一般管理費をほんとうに劇的に下げておりました、本来であれば、中期計画期間中に1.3%抑制というところを、これは緩過ぎるというような考え方もあるんですけれども、私どもは毎年10%以上下げているというのは、ほんとうに血がにじむような努力で、正直言ってお金がないから、昼休みはバチバチと全部電気も落としているとか、そういったものまで具体的に指示し、それを実際にやっ

るところです。また表裏印刷というお話が、実はただの表裏ではありませんで、いわゆる使い古しであっても裏も使うと。それは普通役所ではそんなのはみじめっらしいから、やるなどと言われるようなことも正直言ってやっているものですから、具体的にこれ以上ないかと言われますと、ちょっとここで材料を持ち合わせていないという状況でございます。

【分科会長】 今のご説明の中で、7ページのところに業務の効率化の①というのがありますが、これで1.3%程度抑制することとしていたわけですね。それに対してということになるかなと思います。

【委員】 1.3%に対する値が大体毎年10%ずつぐらい、こうなっているということをおっしゃっておられるわけですか。

【検査法人】 4年と9カ月で1.3%節減するようと言われていたんですけど、ちょっとごらんいただければ、平成15年度が1年間通しなんですけれど、このときに13億1,802万円というところを9億6,155万円というところですので、これは相当な血のにじむような努力の結果だと私どもとしては思っております。

このペースが続けられるか、今までむだだったことをとにかく絞れということの徹底が2年続けてできたということかと思うんですが、正直言って、これを毎年やることはおそらく困難ではないかと思っています。もうほんとうにぎりぎりのところまで絞っております。

【委員】 私もこの8ページを拝見しますと、平成15年度から比べると、30%近く削減されていて、大変な努力をされていらっしゃるなと思って、拝見しております。そういう意味ではこの案にありますように、4というのがそうなんだろうなと思っております。

他方、先ほどのベンチマークの話とはちょっと違うのかもしれませんが、今回、5段階評価になって、3が標準で、4と5の標準の3をどのぐらいクリアしていったら、5になるのか、それとも4なのかとか、その辺のところはどういうふう考えたらいいなかなというのを今、逆に思ったところなんです。

【事務局】 今のところは3が基本でございます。努力なり、何もしないで、結果的にその数値が下がったとか、そういう場合においては、数値だけを見て評価はしないと。それから効率化であれば、何らかの形の実績なり何か対策をして、数値が下がったということが認められるのであれば、4点をつけてもいいですよということを聞いてございます。

【分科会長】 数字の上でも、かなり努力しているというふうな評価に値すると思って

おりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【委員】 結構です。ただ、宮寄さんのおっしゃられたように、これはどこまでやればいいかというのがまた難しい問題なので、やっぱり相対的にあるレベルがあると思うんです。そのところははっきりしておいたほうが、逆にいいんじゃないかという気がするんです。

【分科会長】 わかりました。これは記録として残りますので、努力した成果というのがまたさかのぼって、リファーされることがあると思いますので、その際にそういうことをちょっとお考えいただきたいと思います。

それでは、もしよろしければ、4という評価でいかがでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。次に移らせていただきます。次はⅡに参りますけれども、サービスの向上と確実な検査実施に向けてということでありますが、その両括弧の「厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底」ということでご説明をいただきます。

【検査法人】 それでは10ページでございます。ここは幾つかございますが、まず(ア)として、不当要求防止対策の徹底ということでございます。これにつきましては、プレスリリースもございますので、ちょっとごらんいただければと思います。全般的に11ページにありますけれども、平成16年度609件でございまして、若干、5%ほど増加しております。その中でも暴力行為、脅迫・威圧行為、強要とか、こういったところは増えております。こういったものは悪質な犯罪行為ということで、大体これが54%ぐらいあるという状況でございます。また暴力行為については7件増で、24%増ということでございます。

このような状況を踏まえて、まずi)といたしまして、警察との連携強化。これは不当要求防止責任者の選任、講習ということもやっております。それから警察との密接な関係を引き続きつくるということで、あいさつに行くことはもちろんのこと、プレス発表の機会には改めて状況説明と協力依頼を行っているところでございます。

ii)といたしまして、管理・責任体制の強化でございますが、これは引き続き現場でのトラブル防止ということで、管理職が常駐または巡回をしております。防犯カメラについても引き続き活用しておりますし、ICレコーダーにつきましては全員が装備をして、常時録音するという形をとっております。

12ページでございますが、iii)といたしまして、緊急時対応訓練につきましては、若

千の進展がございます。緊急事態対応訓練につきましては、ほとんどの事務所で実施をするように進展いたしました。特に警察の協力を得た模擬訓練など、実態に即した訓練に変わってきております。

それからiv)でございますが、情報収集体制と監査機能の強化でございます。トラブルはいずれも全部本部に集めておりますが、不当要求以外に検査票の不正使用とか、替え玉受検、あるいは車台番号の改ざんなどの不正事件がございました場合にも連絡をすることにしておりますが、これが270件ございました。国または警察へ通報して、措置を依頼しているところでございます。こういう再発防止のために情報協力は行っているということでございます。

監査機能の強化につきましては監事による定例の監査のほかに、統制の一環として、内部で本部あるいは検査部が調査指導ということで巡回をしております。合計40カ所を行ったところでございます。また職員からも何らかの異常については通報を直接受けられるようにしております。以上が不当要求対策でございます。

それから審査事務規程の充実、明確化でございますが、これは8回改正を行っております。現場からの改正提案なども取り入れまして、ちょっと細かくなりますが、ドアミラーへの方向指示器の後付部品というのが非常にはやっております、そういったものでトラブルが起き、その明確化を図ったとか、ボルト・ナットの打音検査の方法、あるいは事故などにもつながったものですから、最大安定傾斜角度の審査方法、あるいは保線作業車とか、軌道兼用車、これは二次架装の関係なんです、これについても規定をしている。それからこれは国の基準が変わりましたのは、灯火の取付方法の基準に関する改正を行っております。以上のような改正を行ってございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。平成17年度の計画に関しては①、②というふうにご説明いただきましたけれども、まず不当要求防止対策の徹底ということで、六百何件のこういった不当要求があるということで、これは驚くべき数字だと思いますけれども、受検者側からのそういうクレームということでありまして、それに対して適切に対応しておられると。また警察との連携を強化して、緊急時の体制に対しても整えつつあるということでもあります。

そのような改善の状況がございますので、評定の結果としては3というふうにさせていただければと思います。いかがでしょうか。

それから②に関しましては、審査事務規程の充実、明確化ということで、いろいろ細かい改善点を挙げておられまして、これはかなり具体化しているということもございます。いろいろ現場からの提案をうまく改善につなげているということ、それから不正の受給防止、不正のある場合についてもその取り扱いをうまく定めて、実績を上げているということがございまして、これに関しては評定結果として4というふうにさせていただければと思います。なお來生委員は、3という評価を与えておられます。この2件についていかがでしょうか。ご意見があれば伺います。

【委員】 このいろいろな不正要求というのは、かなり地域差があると考えていいものなんでしょうか。例えば不正要求があるのは東京と大阪だとか、そういう意味です。田舎ではないとか、何となくそんなふうに思ったりするものですから。

【検査法人】 これはいつだかご説明したことがあるかと思うんですけども、多少の地域性があるんですが、一番は関東でして、次が九州、あとは近畿とそんな順番です。その中でも県によっていろいろまた差がございまして、指定暴力団があるところとか、そういったところはどうしてもトラブルが多いということもございます。ないようなところというのは、正直言って非常に少ないと考えてください。北海道などでもないと言われていたんですが、ちょっと最近幾つか出てきたり、東北も比較的少な目なんですけど、そういったところでもやはり関東に近いところは影響を受けているとか、そういうところがございまして、やはり備えあれば憂いなしかなと思っております。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 これはゼロにすることは難しいと思いますけれども、減るほうが目標としては好ましいと思いますが、こういう実情があるということで、それへの対応をいろいろと考えて、具体的に進めておられるということです。

②のほうに関してはご意見はございませんでしょうか。

【委員】 ②のほうの8回改正があつてという、かなり明確化したという話なんですけれども、前に私もいつも言っていて、現場が非常に困るから、単純に機械的に例えばフィルム of 透明度はどうだとか、それはなるべくデータで、これ以上だったら、どんな人が持ってきてもだめという形で、できるだけ現場が混乱しないようにしたほうがいいんじゃないかという話をしまして、その辺も全部意識しながら、この8回の改定を進めていっているんですか。法律の改正が中心になって8回なんじゃないかという気もして。

【検査法人】 これは後ほど出てまいりますけれども、審査事務規程の作業PTという

のがありまして、現場で実際にこれはほんとうにどう判定したらいいのか、人によって違うんじゃないかとか、あるいはある人は受検者からこう言われたけど、それはどう判断するかと。それを統一するというような考え方で、定期的に改正に中身を追加しております。だから国が決めた基準の改正に基づくものもある一方で、法人が現場で、これはこう判断すべしと、指定整備工場もこれはこう判断して検査の結果を出していかないと、国の中でばらばらになるんじゃないかということを検査の方法として決めているということがございます。

【分科会長】　そうですね。プロジェクトチームをつくってそういうのをやっておられるということが、後でご説明があるのでしょうか。

【検査法人】　これは今までに比べて、ちょっと国の時代にはないということですね。どちらかというと基準は国の中央が決めて、それを下々が確実に実施するんだという考えなんですけど、むしろ多様な車を実際に見ておりまして、ほんとうにこれでいいのかというのが出てきますから、これはこういうふうに判断して不合格とすべきではないかという中身をつくっていると。だから場合によっては国のほうに変える場合もあるということがございます。

【委員】　ですから、その辺、大分私としては見ていて努力されているなど思っているんですね。なるべく国民のほうからすれば、これはなぜだめなんだとあって、先ほど地域差の話がありましたけれども、全国統一で同じような基準で、もう幾ら持っていても、これははねつけられるよという状態になれば、クレームもどんどん減ってくるはずなんです。ですから、できるだけご努力なされた基準というのはほかから見てもすぐにわかるような形でやっておかれたほうがよろしいと思います。

【分科会長】　そうですね。一般に周知させることが基準に対して、新しく改まったところはそういうふうにお願ひしたいと思います。これは意見のほうでちょっと付記しておいていただきたいと思います。貴重なご意見だと思しますので、よろしくお願ひいたします。

【検査法人】　今の件に関しては、今現在、法人がどういう周知措置をとっているかについては、後ほどご報告がありますから、それも踏まえた上での……。

【分科会長】　それも勘案した上での意見ということにさせていただきたいと思います。後からちょっとそういうことで、またご説明願ひます。

そのようなことで、かなり実施状況としてはすぐれた水準にあると判断しておりまして、

これについては4とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それではその次に検査にかかわる利用者の方々の利便性の向上ということで、これは①、②、③がございませけれども、続けてお願いしたいと思います。

【検査法人】 どうでしょうか、③まで続けて。

【分科会長】 ③までお願いいたします。

【検査法人】 それでは15ページに参ります。これは利便性の向上ということでございますが、最初、審査の待ち時間の低減対策ということでございます。各事務所の混雑状況は引き続きホームページで情報提供しております。それから1日の中での時間変動というのもございまして、朝は混むが、昼はすいているとか、多少そういう傾向もございませ。こういったことにつきましては、16ページにございませるように、八王子で詳細調査をしたところ、4割の車は2回以上再検査を受検しているということがわかりましたので、その再検回数わかるようなシステムの試作を平成17年度は行ってございませ。このシステムにおいては、機器の可動状況も管理できるような方向での検討もあわせて行ってございませ。

検査機器の故障と損傷事故による閉鎖時間なんですけど、残念ながら、この表にございませるように、全体で17%、対前年比増ということになってございませ。機器の故障による閉鎖時間なんですけど、これは12%増でございませ。理由は更新予算が最近縮減してございませ、そのために更新できにくくなっている。老朽機器が増えてきているということでございませ。そうしますと、当然に故障発生件数が増加している。加えて、古い機器ですから、交換部品の在庫がないということで、なかなか復旧できないということで増加したと考えてございませ。

また機器の損傷事故も29%増加してございませ。これは非常に重篤に考えてございませ、その大部分はヘッドライトの衝突事故が23%増ということでございませ。2-2の②にございませるように、そういったことでございませ。

この原因を実は別途プロジェクトチームで分析したところでございませが、受検者の不注意がほとんどだということで、そのために平成17年度調達のマルチテストと、在来型のヘッドライトテストについて改良を行ってございませ。具体的にはマルチテストは受検者が飛び出さないような状況になってから、初めて作動すると。在来型のヘッドテストは受検者が開始ボタンを押して、初めて作動するという形の安全対策を行いました。若干作動時間は余計にかかるようになりますが、やっぱり安全が大事だということで、こういった

ことをしております。既設のマルチテスタについてもプログラム改修で同様な作動機構を設けております。

今後のものにつきましては、より抜本的な対策として、表示器への表示内容の追加、あるいは障害物検知光電管の追加といったことも考えております。そのほかコース閉鎖時間を工事中について短縮するための方法を採用しております。また安全作業マニュアル、安全点検の実施などによって、事故防止の取り組みを評価したところでございます。

次、②に相当する（イ）でございますが、審査業務に関する理解向上ですけれども、これにつきましてはC Iの運営基本理念などを使いまして、パンフレット、あるいは検査の制服・制帽も毎年調達しておりますが、その中で新しいC Iを使っております。またホームページの審査事務規程につきましては目次を作成しまして、各条項に直接ジャンプできるように改修を行いました。

ホームページへの問い合わせは460件ございました。これに対して回答を行うとともに、よくある質問については項目数を増やすとともに、質問内容を体系化して、改善を図ったところでございます。

③に相当いたします（ウ）でございますが、利用しやすい施設整備ということでございます。まず最初にバリアフリー対策を施した見学者通路を千葉などの4事務所に新設をしております。それから改修・修繕等でございますが、清潔で明るい検査場で快適に受検していただけるように、屋根、壁面、鉄骨などを改修、再塗装を行っております。福山につきましては移転をして、新築いたしましたので非常に立派な検査場になったところでございます。

それから新設・更新した自動方式の機器、これは大小兼用2基、マルチテスタ13基などございますが、いずれも音声誘導装置付にいたしまして、受検者にガイドできるという形になりました。2輪用機器につきましては福山に1基導入いたしましたして、都合45事務所に導入したところでございます。

それから事故の発生状況について把握・分析ということを行っております。また事故速報は全国展開して、同種事故の防止に努めるとしたところでございます。

受検時の事故、先ほど理事長からも話ございましたように、225件発生しております。内容といたしましては法人職員によるものは42%、運転操作によるものは39%、テスタによるものは12%ということでございます。職員への安全確認の周知徹底や受検者への注意喚起、あるいは表示案内への整備、あるいは施設・機器の改善などを行って

るところでございますが、引き続き対応が必要であると思っております。

20ページでございますように、特に法人職員によるものと、受検者の運転操作によるものの増加率が高いわけでございます。増加した原因はるる考えられますが、検査を急ぐあまり安全確認を怠っているということが考えられますので、法人として運動を起こしております。職員、受検者、一般来場者の負傷事故ゼロを目指す。今はどちらかという、受検者の事故とかそういったものについてあまり関心がなかったということなんですが、平成17年度にこういったことを掲げまして、物損事故については9割削減を目指すという目標も掲げております。具体的には職場点検実施、世間では当たり前ですが、4Sの徹底といったものを決めた安全衛生運動実施計画を策定して、取り組んでいるところでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。それでは評価項目のところから参りますけれども、①のところでありまして、利用者の方々の検査の待ち時間の軽減対策ということでありますけれども、これはホームページをいろいろ活用しておられるということで、混雑の解消に努めていると。再検査の回数も含めて、正確に記録するようなシステムを試作しておられますので、着実な進展の状況にあると認めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

混雑するというのは、やはり利用者の都合ですので、無理からぬところがあるわけですが、それをなるべくならすような努力をしておられるということであります。評価結果は3というふうに、仮にさせていただければと思います。

その裏にもございますように、機器類の故障というのも実は老朽化に伴うもののがかなりございまして、これは私、こういう検査業務で非常に予算の縮減とあわせて、裏腹な関係にあるように思うんですね。非常にこのような機関の場合にはそういった機器の確実な更新というものが前提でなければいけないと思っておりますので、この辺は個人的にはやはり予算の適正な支出というのが必要だと思っておりますけれども、その中で苦勞してやっておられるという実態があるのかなと思っております。

そのようなことで3ということにさせていただきます。附帯意見としてはそのようなことも少し事務局で残していただければと思います。ほかに何か。

【委員】 今ので、私も3で結構だと思っているんですけども、評定理由のところ、3行目のところが、昨年度と比較すると、総閉鎖時間は増加しているが、受検者の不注意による損傷が主たる原因でありと書いてありますけれども、16ページの表の2の2の①を見ますと、検査機器の故障によるコース閉鎖時間が2,528時間で、損傷事故によるコ

ース閉鎖時間は1,251時間ですから、主たる原因としては、この故障のほうが6割ぐらいということではないかと読めるんですけども、ですから、この判定理由の「受検者の不注意による損傷が主たる原因であり」というところが、確かに昨年度に比較すると、受検者の不注意というところが多くなっているということは正しかったと思うんですけども、総閉鎖時間の問題としては、故障によるコース閉鎖時間が今、委員長がおっしゃいましたように、予算の縮減等によって、更新というか、そろえづらいところがあるから、閉鎖時間が少なくならないでということのほうが、大きい問題があるのかなと思うんですけども。

【事務局】 これについては、確かにコースの閉鎖時間は故障のほうが倍近くあるんですけども、平成16年度と平成17年度を比較した場合においては、検査機器損傷事故による伸び率が非常に前年比30%ということで、総閉鎖時間の伸びた比率の中を占める割合としては、平成16年度と平成17年度を比較しますと、約300時間ぐらい損傷事故のほうが伸びているということで、総閉鎖時間の増加に対する比率が機器の損傷事故による閉鎖時間が増えているという形で、原因を書かせていただいたわけでございます。

【委員】 昨年と比べるとそうだというのは、確かにそうだと思うんですけども、この閉鎖時間が多いということが問題であって、その主たる原因というのは故障の話じゃないかなと、考えられるんです。

【分科会長】 そうですね。割合としては多いですからね。伸びは確かにそうなんですけれども。

【委員】 だからここの表記が違っているというふうに申し上げているんじゃないくて、理由として、こっちのほうがあるいは大きい問題であり、なおかつ先ほどの予算の話とも関連すると、そちらのほうを何らか取り上げるような形であるのかなという感じがするんですけども。

【委員】 多分、おっしゃっている意図をそのまま含めるように、理由を書きかえれば、「受検者の不注意による損傷が」の前に、「増加理由は」とかと一言添えると、多分、石津委員のお話と合致するのではと思うのですが。

【分科会長】 それではそのような表記をちょっと具体的に追加していただけますでしょうか。いずれにしても、これは減らす努力が必要だということに関しては異論はないところではありますが、いろいろ対策も講じておられるということで、3という形にさせていただければと思います。

それから②でありますけれども、これはコーポレート・アイデンティティー活動の推進、それからホームページの見直しを引き続き行っているということ、それから質問に対する対応、これはフリークエントリー・アスクド・クエスチョンズというんでしょうか、これを利用しやすく改善しておられるようで、その問い合わせが増加しているということは、それだけサービスという点で向上していると思われま。そのようなことで4というふうにさせていただきました。

なお來生委員は3という評価でございます。いかがでしょうか。

それから③でありますけれども、これに関しては、特にバリアフリー化したものを見学コースとして設置しているというようなこと、それから狭いところの検査場の移転という対策を講じている。あるいは二輪車の検査機器の設置を進めているということで、着実に行われているということで、3というふうにさせていただきました。

この3つの項目に対して、全体を通じてでも結構ですので、ご意見をいただければと思います。

【委員】 これの一番上の部分の検査機器の故障等により、検査コースが困るというお話なんですけれども、評定結果の3というのは異議はないんですけれども、ただいろいろ努力をされてもなおかつ、閉鎖時間が延びるというところに根本的な問題がやはりあると思うんです。

人員は削減しなければいけないというのに、コースがとまっていると、それだけ時間をむだにしているわけですから、ものすごい悪循環に陥っていることだと思うんですね。ですから、どこかで抜本的に予算がない中、大変だと思うんですけれども、でもかけなければいけないところにはしっかりとかけて、何かこの悪循環を断ち切るようなことをしていただきたいと思います。意見か何かのところ書き添えていただければと思います。

【分科会長】 そのような意見を附帯的に書いていただけますでしょうか。また検査を受ける側にも問題があるということもありますので、その辺の教育といいますか、指示の徹底といいますか、そういったものも同時に行っていただきたいと思います。

特にヘッドライトテストの関係のトラブルがあったわけなんですけれども、これはいろいろ改善しておられるということが、ここに報告されております。引き続き来年の成果といいますか、次年度といいますか、注目していきたいと思いますので、ご努力をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

【委員】 ホームページのアクセスが増えたという形ですけど、それはひょっとすると、もっと増えちゃう可能性があると思うんですけど、この書きかえとかは、だれがどうしているんですか。質問に対する答えの関係は。

【検査法人】 正直言って振り回されておりますので、今、法人内で検討して回答しているんですけども、正直言って国交省とか、運輸支局に本来聞くべきこと、あるいは軽自動車検査協会に聞くべきことが結構入ってくるんですね。そういったものはすぐ違いますよと、どこどこへ聞いてくださいというお答えをするんですが、実はFAQをつくった結果、さらに詳細な質問が増えてきておまして、ここについては専門家といいますか、部品メーカー、それから架装メーカーなど、ちゃんと会社を名乗っての問い合わせも増えてきているんです。ですから、そこは実は平成18年度事業で取り組み始めておりますが、こういうことについて、メールでやりとりするんじゃなくて、直接に説明するような機会をそういった団体に対しては設けていこうじゃないかと。

逆に言えば、しかしこういうものをつくったから、そういう問い合わせが来るようになったので、そういう対策も打てるようになるんだと思っています。このままどんどんメールだけで回答していると業務が滞ってしまうので、今言ったような方向に進化させていきたいと思っています。

【委員】 そうですね。まさにそこをちょっとお考えにならないと、ただこのアクセス件数が増えたから、業績が上がったよということというのは、私はあまり意味がないと思うんです。だから、それが来たときに、おそらくこれはこんな形で業界サイドで対応しましょうとかいう形で、なるべく効率よく質問に答えていかないと、一社なり一業者の質問に、忙しいのにまた振り回されるということになると、その辺だけはちょっと頭に入れておかれたらいいかなと。

【分科会長】 どうもありがとうございました。それも今のご意見、やはり重要なポイントかなと思いますので、意見のところ少し要約して付記していただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。それではこのような評価ということで、進めさせていただければと思います。

それではその次に適正かつ効率……。どうぞ。

【委員】 戻ってしまって恐縮なんですけれども、先ほどの6ページの総閉鎖時間のお話のところなんですけれども、平成17年度計画の欄のところを見ますと、一番下のとこ

ろに検査場における事故の件数を平成16年度実績より削減することに努めますということがあって、実態を見ますと、平成17年度のほうが増えてしまっている。確かに今回のこの5段階評価に関しては、中期計画の全体の進捗状況の中での評価ということではあると思うんですけども、中期計画のほうにしても、やっぱり停止時間を20%程度低減することを目標にと書いてあるところから考えますと、計画全体の中でも、あるいは平成17年度計画というところを見た場合でも、順調に進んでいるという、3という評価がいかがなのかという気持ちもいたします。

【分科会長】 このご指摘に関してはいかがでしょうか。さかのぼっていただいて、全体を通じて見たときに、どういう位置づけになるかということもあるかと思うんですね。平成17年度というのは、瞬間風速かもしれませんけれども、その前、平成14年の途中から、平成15年、16年、17年と始まっているんですかね。ちょっとさかのぼっていただくと。

この累積の時間というのはものすごく膨大なように見えますけれども、もう何十カ所もあるような位置の、あと業務時間を掛け算したその中のストップ時間ですから、ストップした時間割合としてはそれほど大きな割合ではないと思っていますけれども、やっぱりそういう目標を掲げておられるわけですから、それに対して達成度といいますか、そういうことをご指摘いただいたんだと思います。

【委員】 結局、これは平成17年度の定量的な目標値がはっきりしていないということを行っているんですか。中期計画は……。

【分科会長】 全体としては20%。

【委員】 20%で、平成16年から平成17年が定量値がはっきりしていないということではないんですか。

【委員】 平成17年度計画の中では平成16年度実績より削減することに努めますということなので、もし単年度で見た場合であれば、その目標はクリアしていないことが明らかになっているわけですけども。

【分科会長】 そうですね。平成16年度と比べますとね。

【委員】 ええ。ただこの今回の評定というものが、中期計画の中での進捗状況という評価ということを考えると……。

【分科会長】 いや、そうではなくて、平成17年度の評価ということを中心にお考えください。

【委員】 私もこの資料3-1の年度評価改善案のポイントのところ、例えば3点というのは、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるという……。

【分科会長】 もう少し具体的に言いますと、中期目標の達成に向けて、平成17年度はどうだったかと素案です。

【委員】 もし、平成17年度で評価結果という話なのであれば、平成17年度計画の中では平成16年度実績より削減することに努めますというふうになっているので、その分はクリアできていないということはさかのぼらなくても明らかということですよ。

【分科会長】 おっしゃるとおりです。ただ、いろいろな理由を報告されていますけれども、いかがでしょうか。これが確かに悪化しているという事実はございますけれども、その上で、対策を講じるということも進めておられると思いますけれども、このような評価で、私は2とするのはちょっと酷かなという気がしております、3とさせていただいておりますが、いかがでしょうか。

【事務局】 来年度全体の、平成18年度の実績が出まして、5年間におけるそのところが出ますので、最終的な評価はその中でやっていただければとは思っております。

【委員】 私は石津委員の意見に賛成です。

【委員】 私もです。

【委員】 減らすとやったら、これはまずいと思います。

【分科会長】 わかりました。それでは皆様のご意見を総合させていただいて、評価結果は2というふうにさせていただいて、その努力を促したいと思います。

ほかについては、これでよろしゅうございますでしょうか。

【委員】 結構です。

【分科会長】 それでは、その次に移らせていただきます。適切かつ効率的な検査業務の実施の促進ということでご説明願います。これも項目としては2つございますけれども、続けてお願いしたいと思います。

【検査法人】 資料は22ページになります。まず①に相当する（ア）職員に対する研修の実施でございますが、これも何点かございます。まず新規採用者、それから二、三年目の検査担当官の早期育成ということに力を入れたということがございます。

研修日程を延長いたしまして、基礎工学の講義を導入しております。また今後、団塊の世代の検査官の退職等も予想されますので、検査官を早期に育成するという観点から、初期の教育を従来3年間で修了する予定でございましたが、2年で教育を修了するという形

に変えております。その結果、多少負荷が増えるんですが、将来を見据えると、こういったことが必要であるということでございます。その結果、研修の種類、コース、受講者数なども増加しております。

次に講義内容の見直しも行ってございまして、最近、精神的に非常に仕事も厳しい状況でやっていたので、「メンタルヘルス」という講義を入れております。それから自分の管理能力をわかってもらうための自己啓発の講義、あるいは低公害車の関係の講義などをやっております。

それから講義の主体でございますが、自動車メーカーから、より実践的な整備士養成施設の専門機関の講師に変更いたしました。研修の内容につきましても最近の基準に合わせて、前方視界の測定の実習とか、不正軽油の測定なども研修項目に入れております。

また技術指導教官制度を平成16年度から設けたわけでございますが、研修修了問題の作成、あるいはビデオの作成など、研修内容の項目の高度化に努めております。

またOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）教育への支援ということで、イントラに研修資料あるいは試験問題なども公開いたしまして、現場の事務所からこういったものにアクセスできるようにして、OJTの支援を行っております。研修受講者にはアンケート調査を実施して、要望把握をいたしまして、新しい研修への反映をしております。またパソコン技能についても取り入れたところでございます。

25ページになりますが、国交省及び軽検協からは引き続き受託研修を実施しております。

次に（イ）で「業務改善の継続的な検討とその実施」ということですが、これにつきましては、40カ所の調査指導を行って、具体的な実務の改善指導を行っております。

それから職員からの提案を奨励するという考え方でございまして、14件あったということで、これは業務への活用を検討しております。それ以外にやはりもともと組織的にもっと職員の思いつき、提案を待つのではなくて、重要かつ緊急性が高いものは職員に組織がみずから組織化したプロジェクトチームに参加してもらって、改善しようということでやっておりますのが、幾つかございまして、電子情報プロジェクトチームにおきましては、先ほど来の話、いろいろございますが、平成17年度に八王子に電子車両検査システムと称するパイロットシステムの設置をするというところまで持ち込んだところでございます。

研修・教育プロジェクトチームは先ほどの内容を検討したということです。

審査事務規程改正作業PTでございますが、ここは検査票の記載事項様式について、全

国統一をするという方向で今、検討しております。

それから改造自動車も全国的に非常にばらばらになっている状況がまだ続いておりまして、これにつきましても要領としてまとめようとしております。特に各国土交通省の運輸局などが出している通達がございます、これにもミスマッチがあるものですから、こういったもので取り込むべき通達を審査事務規程にすべて入れていくという考え方でやっております。

検査技術・施設機器プロジェクトチームでは、施設基準の全般的な見直しということで、骨子案をつくっております。またレイアウトについても根本的な見直しを行っております。ヘッドライトのテストなどの解析は実はここで行いました。そのほか新排ガス測定機器の検討、色度計などの新検査機器など、あるいは離島・街頭検査機器の研究・開発なども手がけております。「NAVIポスト」というものを設けて、直接に個々人の提案を受けておりますが、14件ありまして、4件業務改善を行いました。個別の検査機器は各事務所で最もすぐれているというものについては、把握した上で全国展開をしております。

平成17年度、その前年などにあった提案なども取り入れまして、具体的にリモコンによる操作機器を19基導入いたしましたし、マルチテストあるいは小型テストにつきましましては、最近の実際に測定しにくい車種などの動向を把握した上で13基、拡張型の機器に改良したところでございます。

それからいわゆるCS（顧客満足度）の関係でございまして、受検者へのサービス度ということで、全国10カ所で2回目のアンケート調査を実施いたしました。内容的には前年とほぼ同じでございます。

それから外部有識者の意見を聞くための仕組みとしてアドバイザー会議を設けるということを行いました。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。まず①のほうでありますけれども、これは検査担当官の教育研修ということを大幅に見直して進めておられるということでもあります。

それから研修員に対するアンケートの実施を踏まえて、改善を図っているということだと思いますが、これはちょっと例え話で恐縮ですけれども、私ども大学でも授業を受ける学生が教官に対して評価をするというような制度を設けておりまして、そういうフィードバックをかけているわけです。そういうことをやっておられるんだろうと思いますが、やはり教える側、教わる側というのは、そういった関係で、教える側の改善ということも進

めておられるということだと思います。

そういう努力が具体的にもかなりたくさん成果を出しておられるということですので、評価を4とさせていただきたいと思いますが、來生委員のほうも、評価は4というふうにしておられます。

それから業務改善の継続的検討のほうでありますけれども、これに関しましては、本部あるいは検査部による調査指導を40カ所実施しているということ、それから職員からの提案を取り上げて改善につなげているということ。それからプロジェクトチームを設けて取り組んでいるというようなことで、またさらには受検者に対するアンケートを実施して、そのような改善を着実に進めているということであります。

私のほうとしては、これに関しては評定として3というふうにさせていただきましたけれども、來生委員のほうはかなり積極的にやっているということで、かつ具体的だということだと思いますが、4という評定をつけておられます。いかがでしょうか。

①のほうは4ということによろしいかと思いますが、②のほうはかなり具体的な成果も上げておられるということですので、4にしても結構かなと思いますが、この点、何かご意見があれば伺います。3か4かということなのですが、いかがでしょうか。

それではこれについては4ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それではそのようにさせていただきたいと思います。

それでは次に、国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施ということで、これも4件ございますけれども、続けてご説明願います。

【検査法人】 まず29ページで不正改造車の排除等の推進ということでございます。不正改造車排除の取り組みといたしましては、街頭検査の計画的な実施や、不正改造車排除運動への積極的協力、あるいは構内検査なども行っております。こういったことによつて、不正改造車を排除していこうということでございます。

30ページになりますが、また改造部品の展示会などに職員を派遣して、情報収集も行っています。

街頭検査でございますが、ii)にございますように、計画実施とか予備日設定とか、時間延長など、努力いたしまして、最終的には10万6,434台ということでございまして、18.3%の超過達成をすることができたということでございます。

またiii)のその他といたしまして、特にヒット率の高い深夜街頭検査も63回実施いたしまして、3,100台検査をいたしました。5分の1は不正改造車であったということござ

います。それからこれは台数が非常に低いんですが、「初日の出暴走」も引き続き実施しております。

それから31ページでございますが、車両の不具合情報の収集という、法人への一つの期待として、リコール情報の提供というのがあったかと思うんですが、前年度20件の情報提供でしたが、51件と増えまして、うち7件がリコールに結びついたということでございます。

それから事故車両の原因究明の取り組みでございますが、交通事故総合分析センターからの情報収集なども行って、調査を進めております。また調査事例といたしましては、前年並みの3件でございます。

32ページになりますが、社会ニーズ対応の業務ということでございます。走行距離計のメーター改ざん排除のための総走行距離の表示値確認も従来に引き続きやっておりますが、特にことしの新しいテーマとして、鉄道保線用車両の車両総重量超過というコンプライアンス問題が起きました。こういった不正な二次架装の防止を図るために、新規検査において架装の仕様書あるいは架装状態を示す書面の確認を行って突き合わせをするということを行っていただくことにいたしました。

また初回の継続検査の際に、重量計を用いて車両重量を測定して、二次架装がされているかどうか、確認をするということにもしております。より根本的な対応策として、二次架装の防止のために三次元データを取得して保存するシステム、こういうものについても電子車両検査システムの一環として、検討を行って、八王子に試作機をつくっているところでございます。

それから最終的にはリコールになりましたが、最大安定傾斜角度が基準以下であるという車が発見されました。そのために傾斜角度測定機を使用して、審査する要件を明確化したということでございます。

それから盗難の関係でございますが、審査業務の中で車台番号が改ざんされていないか確認するという事は一つの効果的な対策だと考えておまして、打刻字体確認シートなどを配布しまして、日々審査で使っております。見つかった場合には本部に報告して、全国展開でほかの事務所における検査のすり抜けを防ぐとともに、国交省、警察への通報を行っております。平成17年度は258件が発見されまして、16件は盗難車と判明しております。

それから街頭検査の中で、不正軽油の検査を行いました。この分析器につきましては、

法人のほうでずっと検討してきた結果、それを改良して、正式化したものでございますが、これを使って、街頭検査が行われた、文書警告を行ったということでございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは①の不正改造車の排除等の推進ということでもありますけれども、目標の9万台を2割近く上回ったということもありまして、また暴走族等を対象とした深夜街頭検査も実施しておりまして、実績を上げているということもありまして、こちらでは一応評価結果4とさせていただきます。

それから②ですが、国交省に51件の不具合情報を報告しておりまして、そのうち7件、リコールにつなげております。昨年度から比べて、大幅に増加して成果を上げているということで、これも4というふうにさせていただきました。この以上2件については、來生委員のほうは3というふうにしておられます。

それから事故車両の究明ということでもありますけれども、これについても情報収集をしているということで、基礎データの収集を中心に着実に進んでいるということでもあります。これについては3というふうにさせていただきました。それから④でもありますけれども、これは例えば車台番号の改ざんなどのようなものがかなり横行しているようだけれども、これを258件発見したということで、成果を上げておられると思います。盗難車の発見にもつながるということで、さらには街頭検査も実施して不正軽油の摘発の実績も上げているということでもあります。こういう社会的なニーズに対応した業務の成果というのは、かなり上がっていると見られますので、私のほうでは4というふうにさせていただきましたが、來生委員のほうは3ということでございます。

全体を通じてご意見をいただければと思います。

【委員】 一番最初の不正改造車の排除等の推進というのは、特筆すべき、すぐれた実施状況じゃないんですか。だから5でもいいんじゃないかと思うんですけれども。社会的にもすごく意味があると思うんですよね。

【分科会長】 そうですね。またもう一つはこういうことが摘発されて、そういう役割を担っているということもちゃんとアピールしていただくということは、不正の防止にもつながるかもしれませんね。そういうこともぜひ、ちょっと意見として今、大久保委員のご意見と私の意見を少し追加していただきたいと思います。これは5でもいいのではないかとこのことですが。

【委員】 全体的に甘くないかな。(笑)

【委員】 私も特に深夜とか、お正月といった時期までやっていただいて、非常にありがたいなという感じがしています。特に暴走族問題というのは、非常に社会悪ですので、そういった部分をこういった形で頑張っていたいただいているのは、非常にありがたい話だと思っています。

ただ、1つだけあれなのは、やはり深夜やっていただくに対して、やっていらっしゃる現場の方たちの負担が非常に大きくなってくると思いますので、そのあたりは上司の方たちとかの配慮をぜひしていただきたいと思っています。

【分科会長】 これも貴重なご意見だと思いますので、それも追加していただければと思います。来生委員は3ということですが、いかがでしょうか。5と、中をとって4ということでもよろしゅうございますでしょうか。

【委員】 私は目標値を9万台と決めて……。

【分科会長】 それを上回ったと。

【委員】 それでどれぐらいやれば、特筆すべきなのかという議論なのかなという気もしていて、この目標値はこうだということを決めた以上、これは5でしょうというふうにしたほうが、全体がわかりやすくなってくるんじゃないかと思うんです。

【分科会長】 石津委員、島田委員、いかがでしょうか。

【委員】 私もさっき申し上げた、4と5というところの境目というのが何かないと難しいなと思うんですね。ただおっしゃるとおり、9万台が10万台、数の面からも、あるいは社会的な意義という面からも特筆すべきところなのかなと思います。

【委員】 1つには、4と3ばかり並んでいると、何かあまりにもメリハリのない評価だなという気がしてしまうんですね。ですから、確かに3と5までの違いがどのくらいなのかという、多分それによって、その数字のつけ方というのは大きく変わってくると思うんですが、ほんとうに小さなハードルでも超えたら、もう5に値するというのであれば、やはり私も5をつけたいなという気はします。

【分科会長】 特段の大きな成果があった場合には二重丸の5ということなのでありますが、それでは5というふうにさせていただいてよろしいでしょうか。

また成果を上げて、今度は平成18年度が苦しくなるかもしれませんけれども、よろしくお願ひしたいと思っています。

それから不具合情報、それから事故車、それから社会的ニーズに対応ということなんで

すけれども、これらについてはいかがでしょうか。②の国交省の例のリコールにつなげたということは、4ということでもよろしゅうございましょうか。

【委員】 もうぜひ4でと思っていますけれども、今回、これでリコールにつながるものが7件挙げていただいているんですが、この資料6-2の6ページの最初の部分で、職員の方の表彰実績という部分で、リコール実施に貢献したためというのが2件という、その差というのは、どこで出てくるんでしょうか。

【検査法人】 これは職員が自分で、これはリコールじゃないかと言って、本部に報告してくれたものは表彰しているんですけれども、不合格ですよと言われて、これはまずいなと思って、メーカーが調べ始めて、リコールになった。これは表彰しておりません。ただ実際は、それはきっかけになっていますから、自動車メーカーは検査法人の指摘がきっかけとなって、リコールになりましたと公表されていますので、私どもの中ではそれが指摘になったと見ています。

【分科会長】 これは非常に重要な役割だと思います。世の中に使われている実態としてのリコールの指摘というのは非常に重要なデータだと思いますので、それを活用しておられるということだと思います。

【委員】 じゃ、検査官の方はどんどん積極的にリコールじゃないかと、手を挙げたほうが表彰のチャンスを得るということですね。

【検査法人】 そういう問題意識を持って、ちゃんと本部まで言うぐらいのところだけ、表彰することにしていきます。全員表彰するわけにはいかないですから、だんだんもっと増えると思っているんです。

【分科会長】 そうですね。そういう制度があること自体がやはりそういう意識を高めるということにもつながるのであろうと思います。

【委員】 一番初めのこちらの会議でも出たと思うんですけれども、やはりここで働いていらっしゃる方は何をモチベーションにしたらいいいのかという話が出て、そこからこういう表彰制度というお話も出てきたと思いますので、やはり少しでもよいことをした方はどんどん表彰して、褒めていただいて、何かモチベーションを上げて、それこそ最終的にはそれがC Iにつながってくると思いますので。

【分科会長】 おっしゃるとおりだと思います。私どもも学生は大いに褒めておりますので、ちょっと例えが悪かったかもしれませんが、褒めるということは重要なことだと思います。ただ、あまり褒め過ぎますと、褒め殺しというのがありますので、気をつけてい

ただいて。

それでは事故の原因究明と、それから社会的ニーズへの対応、これもかなり成果を上げておられると思いますので、4とさせていただきますと思います。

ちょっと時間も少し押しておりますので、先に進めさせていただきます。それでは国民の皆様自動車の安全環境教育への積極的参画に対する支援・努力ということで、3件ご説明願います。

【検査法人】 35ページでございます。

まず(ア)といたしましては、全国交通安全運動とか、不正改造車防止運動などなどの運動がございます。これに積極的に参画して、この期間中、街頭検査や黒煙検査の強化などを行っております。

それから(イ)の関係でございますが、一般の方々にも検査場を見てもらって、検査の意義についてよく理解していただくということで、見学会を開催しております。平成17年度は523回で、初めて7,000名を超える見学者に見ていただきました。

それから審査情報の提供でございますけれども、これは審査結果データを電子的に蓄積して、分析するデータを公表したい。それからユーザーに結果を返したいということがございまして、八王子に電子車両システムを設置するところまでこぎつけました。平成18年度に実証試験を行って、秋ごろには公開をしたいというふうに考えております。

機器についてはこれに伴って、何件か前のデータのログを保存する機能を付加するとか、あるいは外部出力端子を追加するといった改善まで行っております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

以上、3件ですけれども、まず全国交通安全運動、あるいは不正改造車の排除ということで、いろいろやっておられるということで、3とさせていただきますと思います。②になりますけれども、ホームページの改修をやっておられるということ。それから見学者が非常に増えたということ、これは関心を喚起しているという効果が上がっているんだろうと思いますので、これに関しては4というふうにさせていただければと思います。

それから、その次の電子情報の技術を活用して、検査結果データの蓄積と分析を進めておられるということでありますので、これについては3とさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、その次に移らせていただきます。次は自動車の安全環境基準の変化への迅速

かつ適切な対応の確保ということではありますが、これに関しては4件ございますけれども、ご説明願います。

【検査法人】 38ページになります。これにつきましては環境対策でございますが、アクセル全開の空ぶかしということで、法人になってから、非常に強化したところでございます。特に25%車につきましては、最新規制車ということですが、これにつきましては、全数黒煙測定器を用いた精密な検査を実施するようにしております。

それから40%、50%規制車はちょっと昔の車でございまして、これについてはアクセルの全開空ぶかしでわかるということでございますので、これはできる限り黒煙測定器を使ってはかるというふうにしております。24カ所、ディーゼル黒煙の処理装置を設置しまして、ここは全部機器検査ということにしております。さらに全部最新規制車に置きかわってまいりますから、21カ所、それに備えたダクトなどの設置をしております。

それから（イ）でございますが、簡易シャシダイナモの話でございますが、これにつきましては、国交省と協力して検討を進めております。それから（ウ）のガソリン車の触媒機能検査でございますが、5ガステスタを用いた検査手法について、基礎調査を行ったところでございます。

（エ）でございますが、騒音対策ですが、交換用マフラーの普及促進策と、騒音規制値を強化するということになっておりますが、これについて関係機関と協力して検討を進めています。

それから適正な燃料の使用を促進するための街頭検査でございますが、これについては街頭検査を新規開発の測定器を使って行ったというところでございます。

【分科会長】 以上、4件ございますけれども、いかがでございましょうか。①のほうですけれども、これも黒煙の25%規制に関して、検査の実施をしているということであり、それから検査場内の環境の改善を図るということで、黒煙の処理を行うと。これはそこで勤務をしておられる職員の方々、あるいは受検者の方々に対する配慮だと思いますが、これも着実に進めているということでもあります。

それから簡易シャシダイナモに関しては、国交省と技術的な検討を行っているということでもあります。これは車両に負荷を与えて、いろいろなテストをやるということで、一般の検査場ですと、車両に対して負荷を与えて検査することはできないわけですが、将来のそういう排ガス規制の強化あるいは使用過程車のチェックという意味で、そういう技術を検討しておられるということでもあります。

それからその次もそれと同じように、検査技術施設のプロジェクトチームをつかって、基礎調査を行っているということでもあります。

それから④ですけれども、これも国交省と技術的な検討を進めておられるということで、着実な進展が見られるということで、以上、4件につきましては、評価として3というふうにさせていただきました。いかがでしょうか。

それでは、その次の国際的視野に立った業務のあり方の検討ということでご説明願います。

【検査法人】 (7)と(8)は関係しているので、2つ同時でよろしいですか。

【分科会長】 そうですね。海外技術支援のほうと一緒に。

【検査法人】 (7)国際的支援に立った業務のあり方でございます。40ページですが、国際自動車検査委員会というところがございまして、そこ情報交換をしております。特にアメリカのシカゴで総会が開かれましたので、そこに役職員を派遣して情報交換を行ったところでございます。米国の簡易シャシダイナモメーターによるガソリン車の排ガス検査設備、あるいはOBD(車載故障診断装置)による検査などを視察したところでございます。

それから41ページでございますが、海外技術支援につきましては、JICA(国際協力事業団)のプロジェクトを受け入れて、昨年並みの8名について研修を行いました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

これに関しましても、計画どおりに進めておられるということでもありますので、3ということにさせていただければと思います。それから海外支援のほうもしかりであります。いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それではその次に予算の件に関してご説明願います。

【検査法人】 3番から6番までまとめてよろしいでしょうか。

【分科会長】 そうですね。4、5、6は、実は該当なしということではありますが、よろしく願います。

【検査法人】 まず3から6まで、3でございますが、内容的には財務諸表の簡略版と考えていただきたいと思います。解説のところだけ、ちょっとコメントしたいと思いますが、その他収入のところ、実績がございまして、これは福山の移転補償費です。この補償費でございますけれども、積立金としておりますが、その後、中期計画終了後には国にお

返すという予定でございます。そういうふうになっているということでございます。

それから人件費では、平均年齢構成比の実績と計画に差がございました。この差額につきましては、平成18年度の人件費の繰り越しに当てられる見込みでございます。それから業務経費と一般管理費につきましては、一部繰り越しが生じております。そのため実績は計画を下回っております。

施設整備補助金につきましては、平成16年度から繰り越されたものがございますので、実績のほうが上回っております。

次年度への繰越金というのが6億700万円あるわけでございますが、ずっと繰り越してきているんですけども、この金額につきましては、これまでの繰越金のうちの人件費相当分に該当します。人件費はほかには流用できないということで、平成18年度人件費の繰り越し、あるいはそれでも余れば、中期計画終了後の国庫納付金に当てられるということで、国にお返しするという意味で、実質的に計上してございません。

43ページはごらんのとおりでございます。それから44ページでございますが、資金計画のところで、次年度への繰越金というのがございまして、計画枠は6億700万円なんですけど、実績額としては、11億8,200万円でございます。この差がございまして、この明細が何かということなんですけど、2つに分かれておりまして、まず資金支出中の運営費交付金の差は何かということなんですけど、2つございます。1つは人件費の差でございます。それから業務経費、一般管理費の中で、契約済相当額、その年度に契約はしたが、まだ未払いで、翌年度に納入されて、払うはずのものでございます。これは1億2,900万円。それから平成18年度に繰り越して、その予算に当てられるものは1億2,400万円ということでございます。

それからもう一つ大きな要素は、福山の事務所の移転補償費、それから受託研修受託量、雑益など、合計2億2,900万円ということでございます。

それ以降、短期借入金、財産の譲渡、担保、剰余金は該当がございません。

【分科会長】 ありがとうございます。これに関しては予算を計画的に執行しているということで、着実な実施状況にあると認められますので、3というふうにさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは短期借入とか、あるいは重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときの計画、あるいは剰余金の使途は該当なしということで、次に移らせていただきたいと思います。

最後になりますけれども、その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項ということで、これもまず施設及び設備に関する計画と、ご説明を簡単にいただきたいと思います。

【検査法人】 48ページからですが、施設設備に関する計画でございますが、7の(1)にお示しするとおりでございます。そのような施設整備を行ったということでございます。

それから続けて、人事に関して、この内容は冒頭に概況説明でもご説明したとおりでございます。とりあえず以上でございます。

【分科会長】 それでは今のご説明の件、いずれも評定としては3ということで妥当ではないかと判断しておりますが、一括してご意見をいただければと思います。

よろしゅうございますでしょうか。それでは3ということで進めさせていただきたいと思っております。これは来生委員もそのような評価でございます。

個別の評価に関しましては、これで修了いたしまして、続きまして自主改善努力に関する事項の説明をお願いしたいと思います。

【検査法人】 52ページでございます。2件ございます。まず1つは交通社会秩序維持のための取り組みということで、最近、車を自分の好みでドレスアップするといったカスタマイズというものがはやっておりまして、そのための大きなショーがございます。東京、大阪、福岡、名古屋などで開かれているんですが、そのカスタムカーショーに延べ23名の検査官を派遣しました。これは初めての取り組みですが、車両1,831台のうち、公道が走れないのにナンバーがついていたり、あるいは公道を走れない旨の表示がない展示車両274台と、部品展示3社について、注意を喚起したところでございます。要するにこういった車は走れないということをはっきりユーザーに知らせることによって、不正改造車を根本から排除していこうという取り組みを始めたということでございます。

それから2点目でございますが、審査事務規程の改正ですが、これは8回改正したということでございますが、一般のユーザーからもっと見やすくしてほしいということで、目次もつくったわけですが、それだけではなく、改正の概要、それから新旧対照表もあわせて掲載するようにいたしました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。これに関して何かご意見がございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは最後の総合的な評定に移りたいと思っておりますけれども、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 業務評価調書の一番最後のページになります、総合的な評定というところがございまして、業務運営評価の実施状況全体のところでございまして、これまで各項目ごとに28項目ございまして、それについて委員の皆様方に評価をいただいたところでございます。2点のものが1項目、3点のものが17項目、すぐれた実施状況にあるとする4点が8項目、それから特筆すべき、すぐれた実施状況にあると認められるものが1項目ということで、3点が基本点の28項目で、84点になるわけですが、全体の合計点数が93点ということで、記入要領の公式から算定しますと、93点で111%ということで、業務運営評価の総合的な評定としては順調ということの評価になります。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

続きまして、自主改善努力を含んだ総合評価に移らせていただきたいと思います。お手元にあります資料の6-3であります、評価調書の最後のページでありまして、総合評価項目として、1つは法人の業務の実績、それからさらに課題、改善点、業務運営に関する意見その他とありますけれども、本件に関して、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。皆さんのほうから個々にご発言があればと思います。個別の件については既にご意見を承っておりますが、いかがでしょうか。

ご意見がなければ、業務実績評価を終了させていただきたいと思いますが、この調査の作成に関しましては、総合的な評価を含めて、修正等については私のほうにご意見をいただければと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは皆さんのご意見も反映して、最終的に私のほうに一任させていただければと思います。ありがとうございます。

それでは本日の最後の議題となりますけれども、役員退職金に関する業績勘案率の審議となります。本件に関しましては、検査法人より資料の6-4のとおり、役員退職金に係る業績勘案率案の決定についてということで提出されておりますけれども、これは参考資料6-6をごらんいただきたいと思います。そこにありますように、平成17年3月23日に開催されました、国土交通省独立行政法人評価委員会での決定に基づくものでありまして、今回、検査法人より退職役員の業績勘案率の決定に当たりまして、退職役員の同率及び算定の考え方を記したしおりが、当分科会に提出されたものであります。これにつきまして、検査法人からご説明をお願いしたいと思います。

【検査法人】 それでは私のほうから説明をさせていただきます。資料6-4でござい

ます。対象となりますのは、この1枚目の「記」に書いてございますように、●●●は、理事として平成14年7月1日から平成17年6月1日までの2年と11カ月、それから2人目が●●●●、これは理事として平成14年7月1日から平成17年6月30日までの3年間、そして●●●●、これは監事として平成14年7月1日から平成17年6月30日までの3年間、それぞれ在任していた者に対するものでございます。

1枚めくっていただきまして、業績勘案率の案として、お出ししているものでございますが、まず●●●につきまして、これはほか2人も同じでございますが、法人の業績による勘案率をまずご説明させていただきます。1.0としております。これは理事の在任期間における年度業務実績はいずれも順調という評価でございました。年度計画に基づき、効率的かつ効果的に各事業を推進し、計画の実現に向けて、着実な取り組みが行われたものと考えておりまして、1.0にしてございます。

それから個人業績でございますが、法人の業績による勘案率に加減すべき特段の理由があるかということでございますが、まず●●●につきましては、総務担当理事として法人設立当初から、管理関係規程の整備、一般管理費の抑制、財務内容の改善と、さまざまな効率化を推進いたしましたけれども、特に法人の業績に加減するまでの特段の理由はなかったものと判断をして、0.0としております。

それから2人目、めくっていただきまして、2ページ目、●●●●でございますけれども、業務担当理事として審査事務規程の整備並びに審査施設及び審査用機器の新設・改良並びに審査にかかわる技術向上の調査・研究・研修を推進したところでございますけれども、これも法人の業績に加減するまでの特段の理由はなかったものとして、0.0としております。

それから最後の●●●●でございますが、監事として法人設立当初から本部、各検査部、事務所の業務の監査を行い、業務の適正化及び効率化を推進したところでございますけれども、これも法人の業績に加減するまでの特段の理由はなかったものとしております。したがって、3者いずれも1.0ということで業績勘案率の案を提出させていただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

【大聖分科会長】 どうもありがとうございました。それでは審議に入りたいと思っておりますけれども、ご質問やご意見があればお願いいたします。

法人からの提案は国家公務員並みにするという基本的な考え方を踏まえて、この3名の方々、いずれも勘案率を1.0にするという案でございますが、特に修正意見等がなければ、

法人提案の1.0という勘案率を決めさせていただければと思いますが、ご意見いただければと思います。よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございました。長時間にわたりましたけれども、本日の審議事項はすべて終了したわけであります。どうも長時間ご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 どうもありがとうございました。続きまして、事務局から一番最後になりますが、資料6-5になりますが、自動車検査独立行政法人の見直しについて、これまでの主な論点や今後のスケジュール等について説明させていただきたいと思っております。

【事務局】 技術企画課の酒井と申します。よろしく願いいたします。

それでは私のほうからは資料6-5につきましてご説明させていただきます。表題としては「自動車検査独立行政法人の見直しについて」ということになっております。

まず初めに独立行政法人につきましてはご存じかもしれませんが、独立行政法人の通則法におきまして、中期計画終了時においては業務、組織等について見直しを行うという規程がございます。これまでも平成16年、平成17年におきましては、合計56法人の見直しが行われてきたところですが、実はこの自動車検査法人につきましては、今年度で、現在の中期計画が終了いたしますので、本年度の見直しの対象法人となっております。

この見直しについては、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会と、内閣官房の行政減量・効率化有識者会議におきまして、見直しの審議が行われることとなっております。

具体的に見直しにおけます主な論点ですが、1. で書いてあるとおおり2つございます。1つは業務の効率化、重点化について、もう一つは職員身分の非公務員化、この検査法人は今、公務員型の特定独法ですので、これを非公務員化するといったところが主な論点となっております。

2. にこれまでの経緯をまとめておりますが、実はこれまで、4月に一度政独委、総務省の先ほどの委員会ですが、こちらのヒアリングがございました。こちらは国土交通省が対応して、国土交通省としての考えを述べてきております。また先月、6月下旬に政独委の委員の方々によります現地、現場の視察というのが行われております。場所は足立の事務所に行っております。

これらのヒアリングですとか視察の際にどのような主張をしてきたかというものが、この(2)に書いてありますが、まず大きく分けますと、検査独法の業務の特徴と今後の効

率化、重点化について主張しております。

まず1点目の業務の特徴につきましては、先ほど来、理事長のごあいさつ等に出てきたとおり、まず1点は検査法人の行っている業務というものが不合格になれば車に乗れなくなるということで、公権力の行使に直接影響を及ぼす業務を行っているといたところを主張しております。

また現場におきましてはさまざま不当要求等が多く起こっておりますが、そのような不当要求に対しても個々の検査官が、個々の車両に対して公正な、厳正な審査、検査をしていくといった必要があるということを申し上げてきております。またこのような公正な、厳正な合否判定を行うという観点からすれば、やはりその検査官に対しては厳正な規律の保持が求められるといったところを説明しております。さらにそのような不当要求が多いということもありますので、警察との連携も必要であるといったところを申し上げてきております。

もう1点といたしましては、街頭検査につきましても、やはり暴走族の取り締まりですとか、不正改造の取り締まりになりますので、やはり現場において、受検者とのトラブルは日常茶飯事ということもあります。したがって、やはり受検者の検査を円滑に実施するためには、その受検者の理解と協力が必要であること。これが大前提であるということを手張してきております。

このように検査法人の業務の特徴からすれば、これまでどおり、公務員型の特定独法である必要があるということを説明してきているところです。

その次に業務の効率化、重点化についてですが、トラックの二次架装問題ですとか、さまざま不正車検問題等ございますが、それらに対応するために、新規検査の強化の必要があると。また大型ディーゼル車の排ガス検査の導入ですとか、街頭検査の強化というところのさまざまな課題があると。一方で、行革の動きといたしまして、今後5年で職員5%減少という取り組みをしなければならないと。

そういう状況におきまして、さまざまな課題に取り組みつつ、きちっとした適正な検査をしていくというためには、やはり指定整備工場による民間活用を図りながら、新規検査、構造変更検査、街頭検査、さらにはユーザー車検の受け皿機能などといった、国と一体となった実施すべき業務に重点化することを検討するといったあたりのことを説明してきております。

最後に今後のスケジュールになりますが、8月23日に国土交通省の独立行政法人評価

委員会がございます。実は8月の末に国土交通大臣から政独委に対しまして、この独法の見直しの素案を提出する予定になっております。

その提出された見直し素案を基本として、この秋、政独委において内容が検討されて、場合によっては、有識者会議のほうのヒアリング等が実施される予定です。年末までに今回の検査法人の見直しの案が固まっていくといった流れになっております。

最後のページに実際の継続検査の仕組みということで、簡単なポンチ絵をつけております。簡単に申し上げますと、車検制度というのは、国の検査場だけでやっているものではなくて、大きく分けると国の検査場に持ってくるやり方と、いわゆる民間車検場と言われております指定工場に持っていく場合と、その2つに大きく分かれております。今現在、民間車検場に持っていく割合が約7割、国の車検場に持ってくる割合が約3割と、その3割のうち、整備工場にお願いするのが約2割で、ユーザー車検と言われているものが約1割といった割合になっております。

特にこのユーザー車検におきましては、不合格率が多いですとか、合否判定をめぐるトラブルが多いといったところが問題になっているかと思っております。この検査法人の役割という意味では、国の車検場に持ち込まれた車を保安基準適合性の審査をするといったところでの役割を担っております。

簡単ですが、資料の説明は以上です。

【分科会長】 最後になりますけれども、事務局にバトンタッチしましたので、どうぞ。

【事務局】 ただいま、事務局のほうから検査法人の見直し関係について説明をさせていただいたところでございますけれども、今の説明等の中で、何か先生方からご意見なりございましたら、忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【事務局】 これまでも、年度評価を通じまして、各委員の方々から検査法人の運営とかに関して、いろいろご意見をいただいておりますので、そういったことを踏まえて、見直し素案というのをつくっていきたいと考えております。

そのときに、この上の国交省のほうの評価委員会にお諮りしながら、ご意見を聞いて、8月末の案をまとめたかと思っておりますが、これまでのいろいろな年度評価を通じてとか、そういった場面ではなくて、改めてこういったところについて、もっと重点化をやっていくべきじゃないとか、いろいろ今回論点となっております不正につきまして、ご意見等がございましたら、お聞かせ願いたいと思っております。

【委員】 公権力の行使をやるので、公務員であるべきだというところが、ちょっとまだよくわからないんですが、海外のいろいろなこういった機関というのは、基本的には公務員なんですか。

【事務局】 海外で検査をやっております組織というのは、いろいろな形態がございますが、基本的には国だとか地方団体とか、いわゆる公益法人とか、そういったものもございますし、そういったところが主ではないかと思っております。ただ国によって考え方がいろいろありまして、いろいろな形態があるというのが実態でございます。

【委員】 ですから、この独法を今後どういう形で仕事をやったら、要するに民間のレベルで、単なる車検の業務というか、それだけであればいいじゃないかと、普通だと言われてしまうのかなという部分があるんです。

だからこの法人としてやっていくのに、それ以上、屋上屋を重ねるわけじゃなくて、一応とにかく大きな自動車メーカーがある意味ではあって、薬と厚生省じゃないですけども、やっぱり単なる民間のレベルになってしまうと、それはやっぱり国民の生命、身体にある意味では危険を及ぼすような車の規制というか、そこにかかわるのが十分に役割を果たせるのかなという、その辺のところをどういうふうにするか、独法としてどうしてもここは外せないよと、ほかの単に民間レベルで全部やるというわけにはいかない業務が残るじゃないかと。その辺のところをちょっと言わざるを得ないのかなと。

あまりにも遠慮していると、何かごちゃごちゃと、同じようなことをやっているんだから、同じでいいだろうと。どうせみんな外部委託できるじゃないかというようなことだったら、逆に外部委託を全部していったら、何も残らなくなるのがこの独法の仕事なんだろうかという、その辺から、いや、これは残るんじゃないのというのが、出てくるのではないかと思っているんです。

ちょっと非常に非公務員化のところは難しいので、権力的な業務かと言われると、法律家としては「うーん」と言われるのもあって、非常に微妙なところがあると思うんです。だから、やっぱり公権力の行使を担当していると言われる部分はどうしても残るぞという部分をピックアップしていかなければいけないのかなと思うんです。

【委員】 微妙に公権力の行使に直接影響を及ぼすと書いてあるんですね。これはちょっと……。

【事務局】 検査といいますか、結局、自動車の使用をとめるという、それだけの非常に強い強制力を持つものなので、今は国民生活において、車の使用というのは非常に不

可欠、ライフラインと同じような必要性の高いもの。その運行をとめると、「あなたの車
は使っちゃいけないよ」というのは、非常に強い公権力の行使をもってしなければ、なか
なかできないものじゃないかなと思っているんです。

結局、検査というのは今、不正事案というのはいろいろなところに出ていますけれども、
やはり厳正かつ中立、また公正な検査を行うために、一体どういった形で行われるのがい
いか。そのどういった検査を行うのがいいのかということをもとに考えていかなければい
けないところだと思います。

まず身分ありきということじゃなくて、検査というもので一体何を世の中から排除しな
ければいけないんだというところをまず整理をして、いわゆる業務の重点化なり、今後、
検査でどういったものを実現していくんだというところを議論した上で、それを実現する
ために、どういった身分が必要なんだということの議論じゃないかなと思っています。

そのときにやはり我々が非常に今、悩んでいますのは、じゃ、民になってどういうメリ
ットがあるのというところはなかなか見えないところでございまして、やはり「あなたの
車は使っちゃだめよ」という、非常に個々のユーザーにとってみたら、単なる普通のサー
ビスじゃないわけですね。ユーザーが望んでいる状況とは違う判断を下さなきゃならない
という、その判断をやるためには、やはり公権力という非常に強いものを持たないと、な
かなか業務というのは適正に執行できないという状況ではないかと思っています。

それはまさに、今、警察ざただとか、不正事案、暴力ざたというような状況の中で、そ
のかみしもというのは脱いで、かつ効率化だとか、人が削減され、予算が削減されている。
片や効率化というのが求められる中で、果たしてそうしたものが実現できるのかなとい
うところが、非常に我々としては悩んでいるというところでございます。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

【事務局】 国交省の中ではいろいろ飛行機の検査とか船の検査とかやっていますが、
基本的にそういったものというのは、国みずからが行っているのが基本でございまして、
そういったことから考えても、やはり本来は国みずからがやるべきものであったら
なという気がしておりますが、その実施部分を検査法人という形で行ったわけですが、た
だ実態的にはやはり即時的に、車についての保安基準の適合性の判断というのを個々の職
員が行っているわけですので、そこは非常に強い権限というのを持たせるべきではないか
なと考えております。

【委員】 判断基準をつくる仕事と、その判断基準で判断する仕事と、それで公権力を

行使する部分と、何か3つぐらいあって、それがどういう関係なのかなというのが、実はまだよくわからないんですが。

【事務局】 形の上では、公権力の行使といいますか、車検証の交付というのは国の責任で出しておりますけれども、それを最終的に出す判断の前提となりますのは、やはり車が合っているかどうかという判断でございますので、それに基づいて、基本的には車検証を出すか出さないかという、そのまさに法令上は、形式的には確かに国が公権力の行使をするという形になってはいますが、それを裏打ちする実際上の車の適合性の判断というのは、検査法人で行っているわけで、それはまさにユーザーと対峙した状況の中で、その判断を行うためには、それなりの形、いわゆる職員としての身分というのが必要なのではないかなと感じています。

【委員】 ちょっと勉強不足で、この場で論議しても、私は結論が出ないと思いますので、また少し見させていただきたいと思います。

【分科会長】 ほかにご意見はいかがでしょうか。

私のほうからちょっと、環境などをやっております立場から言いますと、やはり安全とか、環境を車一台一台チェックすることで保全していくという責務というのは、かなり重要な位置づけだと思いますので、そういうことを基本に置いていただきたいと思います。

あとは国交省あるいは警察とのリンクというんでしょうか、一緒にやらなければいけない行政のいろいろな事項というのがあると思いますけれども、その中でどういうふうに法人として役割を果たしていくのか、その連携がすごく重要ではないかなという印象を強く持っておりますので、その辺も少しご勘案いただきたいと思います。例えば街頭検査ですとか、そういったようなことはなかなかやはり警察とか、そういった行政とのかかわりで実行していかなければいけない面もあるのではないかと。これはなかなか民間ではちょっとできないなという気もいたします。

それからもう一つは、新しい検査のあり方です。こういった非常に技術的な大きな課題を含んでいると思いますけれども、そういったこともやはり国交省との連携のもとに、そういうあり方を探っていく必要があるのではないかと。特に環境安全面はどんどん規制の面で厳しくなってきますし、そういったものが世の中に出ていったときに、実態としてちゃんと機能しているかどうかということのチェックも非常に重要だと思います。

それにかかわるという意味でも、やはりこの法人の存在価値というのがあるようにも思いますし、それは単独でできるお話ではないということもありますので、ぜひそういう方

向を明確にさせていただくと、我々国民から見ても、その活動のあり方がわかりやすいということ、信頼もおけると、公正だというようなことにもつながっていくのではないかと思います。

先ほどの評価のところ、分科会長の役割はもう終了しておりますので、事務局へバトンタッチしているという認識でおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 先ほど申しましたように、これまでのご審議の中でいろいろご意見をいただいています、きょうのいろいろなご指摘なり、ご疑問というものに答えるような形で、見直し素案をつくりまして、8月23日に評価委員会がございまして、そちらのほうにもお諮りしながら、8月末に出ささせていただきたいと思っております。

本日はほんとうに長時間にわたりまして、年度評価、また見直し素案につきましてのご意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

それではこれもちまして、本日の評価委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —